平成２１年（フ）第１９８４号
札幌市南区定山渓温泉東２丁目134番地１
山渓苑社宅102
債務者　工藤　昭弘
１　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２２０４号
札幌市西区発寒５条３丁目７番18号
債務者　佐藤　正輝
１　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２２０５号
札幌市西区発寒５条３丁目７番18号
債務者　佐藤　弘美
１　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２４０９号
札幌市清田区平岡公園東１丁目８番２号
債務者　山根　卓也
１　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２５４７号
札幌市豊平区月寒東３条17丁目12番14号　緑園ハイツ201号
債務者　五十嵐勝美
１　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２５４８号
札幌市厚別区大谷地西１丁目12番１―303号
債務者　五十嵐聡美
１　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２５８４号
札幌市南区藤野２条13丁目７番10号
債務者　若山眞理子（旧姓佐々木）
１　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２６５５号
札幌市東区北45条東２丁目５番12―105号
債務者　笹川　弘陸
１　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２６６１号
札幌市南区石山１条２丁目14番15―113号
債務者　藤田　裕子
１　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２６６６号
札幌市南区南沢１条１丁目３番30号
債務者　加藤智惠子
１　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２６７１号
札幌市白石区北郷３条４丁目４番１―202号
債務者　坂東　信人
１　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２６７６号
札幌市手稲区富丘１条４丁目４番４―106号
債務者　内田　浩夫
１　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２６８４号
札幌市中央区南１条西24丁目１番23―902号
債務者　表　　瑞木（旧姓三浦）
１　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２７１７号
札幌市白石区栄通６丁目16番22号　ＹＮハイム207号
債務者　奥居　　透
１　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２７３４号
札幌市手稲区曙２条２丁目４番３号　ルミエール曙203号
債務者　鮫谷　竜治
１　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２７４８号
札幌市西区山の手１条５丁目４番10―402号
債務者　清水　　裕
１　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２７４９号
札幌市西区山の手１条５丁目４番10―402号
債務者　清水利惠子
１　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２７６１号
札幌市北区新琴似８条15丁目６番28号　ソシアルトミイＮｏ11―10号
債務者　横山　知世（旧姓安田）
１　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部